

第六十四号議案

江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年三月江戸川区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（児童発達支援センターの職員）

第七条 省令第八条第二項の規定にかかわらず、児童発達支援センターは、保育所、家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）若しくは認証保育所（法第三十五条第四項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したものを用いる。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

児童発達支援センターにおいて障害児の支援に従事する職員について、障害児と保育所等に入所している児童を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、認証保育所を利用する児童への保育も行うことができることとするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。